

高齢者の人権擁護と虐待の防止のために

はじめに

平成18年4月から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「法」という）が施行され、本市においても「和歌山市 高齢者虐待防止・対応マニュアル」を作成し、高齢者虐待の防止等に向けて、各行政機関、市民、そして事業所等の高齢者福祉関係者を連携して取り組みを進めています。

本市マニュアルのうち、養介護施設設置者及び従事者に関連する部分を中心に次のとおりまとめていますのでご参照ください。なお、マニュアル全文は市ホームページに掲載しています。

<「知って防ごう！高齢者虐待」URL>

http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/kourei_kaigo/1001096/1046055.html

1 高齢者虐待の定義

(1) 高齢者虐待とは

高齢者虐待とは、養護者や養介護施設従事者等による次のいずれかに該当する行為をいいます（法第2条第4項および第5項）。

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護（※1）を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

（※2）

※1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の場合は、____部分が「その他の高齢者を養護すべき職務上の義務」となります。

※2 高齢者の親族による当該行為も養護者による高齢者虐待に含みます。

(2) 高齢者虐待の主な内容と具体例

高齢者虐待の主な内容と具体例は、以下のとおりです。平成15年度に財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会（医療経済研究機構）が実施した全国調査「家庭内における高齢者虐待に関する調査」（厚生労働省老人保健健康増進等事業。以下、「平成15年全国調査」）が採用したものです。

分類	内容 と 具 体 例
心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること</p> <p>〔具体的な例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて、子供のように扱う ・高齢者が話し掛けているのを意図的に無視する／等
介護・世話の放棄・放任	<p>介護や生活の世話をを行っている家族が、その提供を放棄又は放任し、結果として高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること</p> <p>〔具体的な例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない／等
身体的虐待	<p>暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為</p> <p>〔具体的な例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする／等
経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <p>〔具体的な例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等
性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <p>〔具体的な例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する／等

(財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会「家庭内における高齢者虐待に関する調査」)

※一般に虐待は被虐待者側の定義であり、行為が意図的であるか否かを問わず、被虐待者にとって有害な行為であれば虐待といえます。

2 養護者による高齢者虐待への対応

(1) 養護者による高齢者虐待の防止、早期発見

<高齢者虐待のサイン>

■ 身体的虐待のサイン

- 身体に小さなキズが頻繁にみられる。
- 太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
- 回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
- 頭、顔、頭皮等にキズがある。
- 臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
- 急におびえたり、恐ろしがったりする。
- 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
- キズやあざの説明のつじつまが合わない。
- 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
- 主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。

■ 心理的虐待のサイン

- かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
- 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
- 身体を萎縮させる。
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
- 食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
- 自傷行為がみられる。
- 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする。

■ 性的虐待のサイン

- 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
- 肛門や性器からの出血やキズがみられる。
- 生殖器の痛み、かゆみを訴える。
- 急に怯えたり、恐ろしがったりする。
- ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
- 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
- 睡眠障害がある。
- 通常的生活行動に不自然な変化がみられる。

■ 経済的虐待のサイン

- 年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
- 自由に使えるお金がないと訴える。
- 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
- お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
- 資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
- 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

■ ネグレクト（介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢）のサイン（自己放任も含む）

- 居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
- 部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
- 寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
- 汚れたままの下着を身につけるようになる。
- かなりのじょくそう（褥創）ができてきている。
- 身体からかなりの異臭がするようになってきている。
- 適度な食事を準備されていない。
- 不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
- 栄養失調の状態にある。
- 疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

■ セルフネグレクト（自己放任）のサイン

- 昼間でも雨戸が閉まっている。
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
- 配食サービス等の食事がとられていない。
- 薬や届けた物が放置されている。
- ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
- 何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる。
- 室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。

■ 養護者の態度にみられるサイン

- 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
- 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
- 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
- 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
- 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
- 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
- 保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

■ 地域からのサイン

- 自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
- 庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはがけている、ゴミが捨てられている）を示している。
- 郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
- 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
- 家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
- 近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
- 高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。

(2) 高齢者虐待の発見等

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければなりません。高年齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合（下表「緊急性の判断」参照）には、速やかに通報しなければなりません（法第7条第1項および第2項）。

高齢者虐待に関する相談、通報および届出（以下「相談等」という。）は、本市および地域包括支援センターの相談窓口で対応します。被虐待者の家族、友人、近隣住民、民生児童委員等の他、ケアマネージャー、訪問介護員、医療機関等の高齢者の福祉に職務上関係のある者等が高齢者虐待を発見しやすい立場にあるといえます。

<緊急性の判断>

判断の対象	具体的な例
高齢者の状態	暴力による骨折・外傷歴、著しい外傷、脱水症状、栄養不良、衰弱、戸外放置、自殺の可能性、保護救済を強く求めている 等
養護者の状態	粗暴な言動、興奮すると見境がなくなる 等

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

(1) 養介護施設設置者等の義務

養介護施設の設置者または養介護事業を行う者（以下「養介護施設設置者等という。」）は、養介護施設従事者等への研修や、利用者やその家族からの苦情処理体制の整備、その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置を講じなければなりません（法第20条）。

- ① 養介護施設従事者等への研修
- ② 苦情処理体制の整備
- ③ 職場環境づくり、身体拘束の禁止等

<身体拘束の禁止について>

* 介護保険指定基準において禁止の対象となる身体拘束

（厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き 高齢者ケアに関わるすべての人に」より）

- ・徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

* 緊急やむを得ない場合の対応

緊急やむを得ない場合の対応とは、一時的に発生する突発事態のみに限定されています。安易に「緊急やむを得ない」として身体拘束を行うことのないよう、次の要件、手続きに沿って慎重な判断が必要です。

① 次の3つの要件をすべて満たすことが必要

要 件		留 意 点
切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。	身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと	いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに介護する全ての方法の可能性を検討し、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要があります
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること	本人の状態等に応じて必要とされる最も短い拘束時間で対応する必要があります。

② 手続き面での留意点

利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めます。その際には、施設長や現場の責任者から説明を行うなど、説明手続きや説明者について事前にルール化しておく必要があります。仮に、事前に身体拘束について家族の理解を得ている場合でも、実際に身体拘束を行う時点または事後に必ず個別に説明を行います。

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかは常に観察、検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。この場合には、利用者本人の心身の状況等を観察するなどの対応が重要です。

③ 記録の義務

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。また、日々の心身の状況等の観察、および拘束の必要性や方法に係る再検討を行い、逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、スタッフや家族等関係者間で、直近の情報を共有するようにします。

(2) 養介護施設従事者等の義務

養介護施設従事者等は、自施設等において養介護施設従事者等による虐待を受けた高齢者を発見した場合には、市町村に通報しなければなりません（法第21条第1項）が、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いは受けることはありません（法第21条第7項）。